

川崎市下水道事業に係る新技術開発共同研究実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の下水道事業を遂行する上で必要な新技術の開発に関する民間企業等との共同研究の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 共同研究は、広く下水道事業の発展に貢献するものとし、本市が有用な知見を得られると見込まれる課題を対象とする。

(共同研究の種類)

第3条 共同研究の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 提案型共同研究 民間企業等が提案する研究テーマに対して、本市の用地、施設等を提供し、必要な助言等を行うことにより行う共同研究をいう。
- (2) 公募型共同研究 本市が研究テーマや成果の方向性を示した上で、共同研究相手を公募し、本市の用地、施設等を提供し、必要な助言等を行うことにより行う共同研究をいう。

(共同研究に要する費用及び作業分担)

第4条 共同研究に要する費用及び作業分担は、本市と共同研究を実施する者（以下「共同研究者」という。）との協議により定めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、提案型共同研究に要する費用は、共同研究者が負担するものとする。ただし、本市が提供する用地、水道、電気等の使用料等は、共同研究者との協議により定めるものとする。

(共同研究に伴う発明等)

第5条 共同研究で得られた発明等（考案・意匠・商標を含む。）の取扱いは、共同研究者との協議により定めるものとする。

(共同研究の成果の取扱い)

第6条 本市が、共同研究の成果等（報告・論文・試作機の内容・その他共同研究の内容に関するもの）を本市以外の第三者に知らせるときは、あらかじめ共同研究者の同意を得るものとする。

2 共同研究者が、共同研究の成果等（報告・論文・試作機の内容・その他共同研究の内容に関するもの）を本市以外の第三者に知らせるときは、あらかじめ本市の同意を得るものとする。

(共同研究の中止)

第7条 本市は、共同研究を継続することにより、通常業務に支障をきたすと判断される場合又は天災等やむを得ない理由により、この研究の継続が困難と判断される場合は、共同研究を中止することができるものとする。

2 本市は、前項の規定により共同研究を中止する場合は、共同研究者に対し直ちに現場を共同研究実施以前の状態に復旧させるものとする。

(適用除外)

第8条 共同研究者が国、地方公共団体、大学等の公的機関である場合は、この要綱の全部又は一部を適用しないことができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、共同研究を実施するにあたり必要な事項は、共同研究者との協議により定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。